

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 次に掲げる省令の規定による本人確認の方法について、国内に住所を有しない個人で個人番号を有するものに係る個人番号を証する書類の範囲に個人番号カードを加えるとともに、その個人番号を証する書類の範囲から還付された個人番号カードを除外することとする。
 - (1) 租税特別措置法施行規則（第1条関係）
 - (2) 所得税法施行規則（第2条関係）
 - (3) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（第3条関係）
- 2 この省令は、令和6年5月27日から施行することとする。（附則第1条関係）